beat/active サービス 利用規約

富士ゼロックス株式会社

第1条 （利用規約の適用）

1. 富士ゼロックス株式会社（以下、当社といいます）は、beat/active サービスの管理、運営者として、beat/active サービス利用規約ならびに当該利用規約に付帯する基本サービス契約条項およびオプションサービス条項一覧表（以下、本利用規約と総称します）を定めます。
2. 当社、当社の販売会社（本利用規約において当社の県別特約店を含みます）もしくは当社もしくは当社の販売会社が定めた販売店（以下、総称してサービス提供者といいます）は、本利用規約を遵守することを条件として、beat/active サービスを契約していただいたお客様（以下、お客様といいます）に第 4 条に定める beat/active サービスを提供します。
3. 第 3 条第 7 号で定義するサービス契約と本利用規約の契約条項が矛盾・抵触する場合、本利用規約が優先して適用されます。

第2条 （利用規約の変更）

1. 当社は、本利用規約を変更することがあります。この場合の利用条件は、変更後の利用規約によります。
2. 本利用規約の変更にあたっては、当社はお客様にその内容を当社が指定する Web サイトまたは電子メール、その他の方法により通知するものとします。ただし、この通知がお客様に到達しない場合であっても、変更後の利用規約を適用するものとします。

第3条 （定義）

本利用規約において、次の用語を以下のとおり定義するものとします。

(1) 本サービスとは、本利用規約にもとづきサービス提供者がお客様に提供する、次条に定めるサービスを意味します。
(2) beat-box とは、当社がお客様に無償で貸与する本サービスの提供に必要な機械装置を意味します。
(3) beat-noc とは、本サービスの提供を管理する当社指定のセンターを意味します。
(4) ソフトウェアとは、本利用規約にもとづき当社がお客様に提供する当社所定のコンピューター・プログラムを意味します。
(5) PC とは、お客様が使用するパーソナル・コンピューターを意味します。
(6) ISP とは、インターネットへの接続サービスを提供する団体または事業者を意味します。
(7) サービス契約とは、お客様とサービス提供者との間で成立する beat/active サービスに関する契約を意味します。
(8) 設置場所とは、本サービスの対象となる機器等の日本国内における仕様場所を意味します。

第4条 （本サービスの内容）

1. お客様が、サービス契約にて契約した基本サービス（以下、基本サービスといいます）のサービス内容は後記記載の基本サービス契約条項のとおりとし、基本サービスに付加するオプションサービス（以下、オプションサービスといいます）の内容は、後記記載のオプションサービス条項一覧表のとおりとします。
2. お客様は、サービス契約にて基本サービスを契約した場合、当該契約にともなう初期登録サービスをあわせて契約するものとします。
   (1) お客様がサービス契約にて後期記載の基本サービスを契約した場合、サービス提供者は次の初期登録作業を行います。
      ① beat-box の設置
      ② お客様の LAN(HUB 等),回線終端装置,モデムへの beat-box 付属ケーブルの接続
      ③ beat-noc への接続設定
   (2) 前号の初期登録作業には、次の作業は含まないものとします。
      ① クライアント PC の設置および環境設定
      ② LAN の構築や配線
      ③ 回線終端装置,モデムの設置または設定
   (3) 第 1 号の作業において、お客様が利用する ISP 指定の ID およびパスワード等、設置作業に必要な情報をお客様がサービス提供者の技術者に開示せず、サービス提供者の技術者が当該設置作業を完了できない場合、当該設置作業を完了するまでに要したサービス提供者の技術者訪問回数に応じて、サービス提供者はお客様にサービス提供者所定の訪問料金を請求することができるものとします。
3. お客様が契約した本サービスの内容を変更する場合、お客様は本サービスの内容を変更する旨の注文を、サービス提供者所定の書面で申し込むことができます。

第5条 （提供条件）

サービス提供者が本サービスを提供する条件は次のとおりとします。

(1) お客様が本サービスを利用できる利用者数は、別途当社が指定する利用者数を上限とします。ただし、お客様が当該上限を超える利用者数を希望する場合、別途オプションサービス契約条項一覧で定める「beat/active 利用者追加サービス」を契約することにより追加できるものとします。
(2) 本サービスで利用するブロードバンド回線,ダイヤルアップ接続回線等の通信回線および ISP の提供品質等について、サービス提供者は責任を負いません。
(3) 前号のブロードバンド回線または ISP はお客様の費用と責任で、各事業者と契約し、お客様は当該契約にもとづき費用を負担するものとします。
(4) お客様が使用するブロードバンド回線の速度が、64kbps を下回った場合には、サービス契約に記載の各基本サービスが提供できない場合があります。また、オプションサービスを使用する場合、当社は別途回線速度の制限を設けることがあります。
(5) お客様は、本サービスを円滑に提供する目的で当社がリモートで beat-box にアクセスすることを当社に許可するものとします。
(6) サービス提供者の指定するサービス拠点から 100km 以上離れている場所にサービス提供者の技術者を派遣して本サービスを提供する場合、お客様はサービス提供者の請求にもとづきサービス提供者所定の遠距離保守サービス料金等をサービス提供者に支払うものとします。
(7) サービス提供者の技術者が障害原因を調査した結果、beat-box および beat-box に格納するソフトウェア以外の機械装置,器具類またはコンピューター・プログラムに原因があることが判明した場合、お客様はサービス提供者所定の基準により計算される原因調査料金をサービス提供者に支払うものとします。
(8) お客様は、サービス提供者所定の適切な設置環境を確保し、サービス提供者が技術者を派遣する場合、当該技術者が安全に必要な作業を提供できる状態を維持するものとします。
(9) お客様は、サービス提供者が要請した場合、beat-box に接続する機械装置,コンピューター・プログラムおよびデータを取り外し、かつ設置使用環境,接続使用する製品側の原因その他影響を与え得ると合理的に判断される要因を、お客様の費用と責任において調査するものとします。
(10) 次のいずれかの事由に該当する場合、サービス提供者は本サービスの提供義務を免れるものとします。
      ① 当社所定の取扱説明書等に記載された操作方法以外の使用または当社所定の設置使用環境以外での使用に起因する故障・障害
      ② 誤操作,落下,電磁的影響,強い衝撃その他取扱い上の不注意に起因する故障・障害
      ③ beat-box 以外の機械装置, beat-box 付属ケーブル以外のケーブルまたはソフトウェア以外のコンピューター・プログラムに起因する故障・障害
      ④ サービス提供者が指定する者以外の者による beat-box の修理もしくは 改造または当社が指定する方法以外の方法による beat-box の移動に起因する故障・障害
      ⑤ 火災,風水害,地震等の天災地変およびその他不

可抗力に起因する故障・障害
⑥ 当社の指定する仕様規格以外のパーツまたは消耗品等の使用に起因する故障・障害
⑦ お客様が作成したコンピューター・プログラムおよびデータの復旧,お客様が独自に設定した使用環境への復旧その他納入時と異なる状態への復旧
⑧ 高所作業,重量物の移動を伴う作業その他の危険作業

(11) サービス契約第 7 条にもとづきお客様が beat-box の設置場所を変更し、新たな設置場所の使用環境により、本サービスの全部または一部が利用できない場合においても、お客様はサービス契約第 6 条第 1 項で定義する料金等 をサービス提供者に支払うものとします。ただし、新たな設置場所においてサービス提供者が本サービスを提供できない場合、お客様およびサービス提供者はサービス契約の継続可否について協議するものとします。

第6条 (beat-box 等の所有権)

1. beat-box および付属品の所有権は当社に属し、お客様はそれらを善良なる管理者の注意義務をもって保管し、通常の用法に従い使用します。
2. お客様の故意または過失により、beat-box が故障,破損または紛失した場合、お客様はサービス提供者に生じた損害を賠償するものとします。
3. お客様は、当社の所有権を侵害する第三者の行為に対して、差押,仮差押,仮処分,公租公課の滞納処分その他いかなる事由であっても、beat-box が当社の所有に属することを主張,証明するものとします。これらの事態が発生した場合、お客様はただちにその旨をサービス提供者に通知し、サービス提供者の指示に従います。

第7条 (免責)

1. サービス提供者は、本サービスおよびソフトウェア(本条において本サービス等という)が特定の使用目的のために適切かつ有用であること, 本サービス等の実行が中断されないことおよびその実行に誤りがないこと,本サービス等が当社所定の稼働環境以外の環境で動作すること,本サービス等に含まれている機能のすべてが、お客様により選択されたコンピューター・プログラムの組合せで正しく実行されることを保証するものではありません。
2. 不正アタック,ウイルス,通信上の不法行為等によりお客様に損害が発生した場合でもサービス提供者はその責めを負わないものとします。
3. 前2項は、本サービス等の稼働不良およびセキュリティーに対するサービス提供者の責任のすべてを規定したものであり、法律上の瑕疵担保責任を含むすべての明示または黙示の保証責任に代わるものとします。

第8条 (お客様の責任)

1. お客様は、当社が推奨する PC の動作環境ならびに当社が指定する内容でPCおよび beat-box を設定し、本サービスを利用するものとします。
2. お客様は、次の事項をお客様の費用と責任において常時実施するものとし、サービス提供者は当該プログラムおよびデータの保護について責任を負わないものとします。
   (1) お客様は、beat-box および beat-box とローカルエリアネットワーク等で接続されたお客様の機器等、お客様が本サービスを利用するために格納したプログラムおよびデータの保護のため、適切な防御措置を施すこと
   (2) beat-box の盗難,破壊,不正操作を防止するため、適切な保安処置を施すこと
3. お客様は、beat-box について、次の行為を行わないものとします。
   (1) 当社が指定したコネクターおよびスロット以外のものを beat-box に接続すること
   (2) beat-box を分解すること
   (3) beat-box に独自のプログラムをインストールすること
   (4) 本サービス以外の目的に beat-box を使用すること
4. お客様は、ソフトウェアの使用にあたり表示されるソフトウェアの使用許諾条項または使用条件等を遵守するものとします。
5. お客様は、ソフトウェアの全部または一部について、サービス契約の有効期間中および終了後に次の行為を行わないものとします。
   (1) 第三者への譲渡または担保権の設定
   (2) 第三者に対する再使用権の設定
   (3) 解析(逆アセンブル),翻案(逆コンパイル)その他のリバース・エンジニアリング
   (4) 変更,切除その他の改変
   (5) 第三者へのソフトウェアおよびこれに関して知り得た技術情報(サービス契約第 9 条第 1 項に定める適用除外情報を除く)の開示
   (6) ソフトウェアの全部または一部を構成部分として組込んだプログラムの作成または第三者への開示,販売,賃貸,使用許諾
6. お客様は、本サービスの利用にあたり、以下の行為を行わないものとします。
   (1) サービス提供者あるいは第三者の名誉,信用,プライバシー等の人格的利益を侵害する行為,またはそのおそれのある行為
   (2) サービス提供者あるいは第三者の著作権,その他の知的財産権を侵害する行為、またはそのおそれのある行為
   (3) 他人の情報を用いて、ドメイン名の登録を行う行為
   (4) 不正競争防止法に違反する行為、またはそのおそれのある行為
   (5) サービス提供者あるいは第三者の法的保護に値する一切の利益を侵害する行為、またはそのおそれのある行為
   (6) 無断で他者に広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、または他者が嫌悪感を抱く、もしくはそのおそれのあるメール(嫌がらせメール)を送信する行為およびそれに類する行為
   (7) 犯罪行為あるいは犯罪行為をそそのかし若しくは容易にさせる行為、またはそれらのおそれのある行為
   (8) 虚偽の情報を意図的に提供する行為、あるいはそのおそれのある行為
   (9) 公職選挙法に違反する行為、またはそのおそれのある行為
   (10) 本サービスの提供を妨害する行為、あるいはそのおそれのある行為
   (11) 第三者のサービスの利用に支障を与える方法あるいは態様においてサービスを利用する行為、あるいはそのおそれのある行為
   (12) コンピュータウイルス等他人の業務を妨害するあるいはそのおそれのあるコンピュータ・プログラムを、サービスを利用して使用し、または、第三者に提供する行為、あるいはそのおそれのある行為
   (13) 風俗営業等の規制及び適正化に関する法律が規定する映像送信型性風俗特殊営業、あるいはそれに類似する行為
   (14) 無限連鎖講の防止に関する法律が規定する無限連鎖講あるいはそれに類似する行為
   (15) その他、他人の法的利益を侵害し、または、公序良俗に反する方法あるいは態様においてサービスを利用する行為
   (16) 本項に規定する行為には、当該行為を行っているサイトへリンクを張る等、当該行為を誘引する行為を含むものとします。

第9条 (機能変更・停止)

1. サービス提供者は、機能改良,サービス契約または本利用規約の条件で本サービスを継続させる目的もしくは不正アタック,ウイルスなど新たな攻撃手法の出現に対応する目的で、お客様に貸与している beat-box を交換すること、もしくはサービスの仕様または提供内容をお客様の承諾を得ずに変更または停止することができるものとします。この場合、サービス提供者はお客様に、当該変更内容を事前に通知するものとし、当該通知の内容はサービス契約および本利用規約に優先して適用されるものとします。
2. 前項にもとづき、サービス提供者の指定する技術者の訪問による作業が発生する場合、当該作業はサービス提供者所定の営業日・営業時間内に実施するものとします。
3. お客様が使用する beat-box を本条第 1 項に記載する目的または故障等により、サービス提供者が交換する場合、当社は仕様変更後の beat-box をお客様に貸与することがあります。

第10条 (サービス提供の制限・中断)

1. サービス提供者は、天災,事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがあるときは、災害の予防もしくは救援,交通,通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持に必要な

事項を内容とする通信,その他公共の利益のために緊急に行うことを要する通信を優先的に取り扱うため、提供中断を含め本サービスの提供を制限する措置を採ることがあります。

2. サービス提供者は、本サービスで使用するサービス提供者の設備の保守,工事,法定点検,または障害等やむを得ないときには、本サービスの全部または一部の提供を中断することができるものとします。
3. 本サービスの全部または一部の提供を中断する場合、サービス提供者はお客様に対し、その旨を事前に通知します。ただし、緊急やむを得ないときはこの限りではありません。
4. 4.　本条の定めにより、本サービスの全部または一部が中断、制限された場合といえども、サービス契約第 6 条第 1 項に定める料金等は返還されないものとします。

第11条（提供停止）

1. お客様が次の各号のいずれかに該当するときは、本サービスの全部または一部の提供を停止することができるものとします。サービス契約または本利用規約上の債務の履行を怠ったとき
   (1) 第 8 条（お客様の責任）の規定に違反したとき
   (2) 本サービスの利用に関し、直接または間接にサービス提供者または第三者に対し重大な支障(設備やデータ等の損壊を含むがそれに限定されない)を与えたとき
   (3) 当社所定の beat サービスユーザーズガイド等に記載する安全上の注意事項に違反し、本サービスを使用したとき
   (4) サービス契約第 6 条第 1 項に定める料金等の支払いを怠ったとき
   (5) その他、サービス提供者が本サービスの提供を不適当と判断するとき
2. お客様が前項各号に該当する行為を行っているか、またはその合理的な疑いがあると判断される場合、サービス提供者は事前の通知なく、全部もしくは一部の利用を停止し、あるいは停止のために、beat-box の撤収を含め必要な措置を取ることができるものとします。

第12条（一部サービスの終了）

利便性の低下または代替サービスの出現等の理由により、本サービスのうち一部のサービスの利用者が極めて少なくなった場合、サービス提供者は 6 ヵ月前までに当該サービスの利用者に通知し、当該サービスの提供を終了することができるものとします。

第13条（解約加算金）

1. サービス契約第 3 条第 2 項の定めにかかわらず、サービス契約開始日から 1 年後の応当日の前日以前に、基本サービスを解約した場合またはサービス契約第 13 条にもとづきサービス提供者がサービス契約を解除した場合、お客様はサービス契約第 1 条第 4 号で定めるサービス料金とは別に、解約日の翌日から契約満了日までの期間に応じて日割計算したサービス料金のうち基本サービスの対価相当額を解約加算金としてサービス提供者に支払うものとします。
2. お客様が、オプションサービス条項一覧表に記載の beat/active box 追加サービスを契約した場合、当該サービスの契約開始日から 1 年後の応当日の前日以前に、当該サービスもしくは基本サービスを解約したとき、またはサービス契約第 13 条第 2 項にもとづきサービス提供者がサービス契約を解除したときは、お客様はサービス契約第 1 条第 4 号で定めるサービス料金とは別に、当該解約日の翌日から契約満了日までの期間に応じて日割計算したサービス料金のうち beat/active box 追加サービスの対価相当額を解約加算金としてサービス提供者に支払うものとします。
3. 前項は、beat/active box 追加サービスの契約数量に応じて計算するものとします。

第14条（損害賠償）

お客様がサービス提供者の責に帰すべき事由を原因として現実に発生した損害の賠償を求めるすべての場合において、損害の原因となったサービスに係わるサービス契約第 4 条に定めるサービス料金(「サービス料金」が月額払いの場合は1ヵ月分の「サービス料金」とし、「サービス料金」が一括払い方式として定められている場合は該当する「サービス料金」とします)を上限とする通常かつ直接の損害についてのみ責任を負うものとします。

第15条（サービス契約終了時の措置）

1. 基本サービスおよび/または beat/active box 追加サービスが終了した場合、お客様はただちにサービス提供者から貸与された beat-box および付属品をサービス提供者に返還し、かつ残債務の全額を即時サービス提供者に支払うものとします。
2. 前項の場合、お客様は当社から貸与された製品等に格納されたお客様の情報を、お客様の費用と責任で消去するものとし、サービス提供者は本サービスの提供により取得したお客様の情報を、サービス提供者の費用と責任で消去するものとします。

第16条（その他）

その他の事項については、サービス契約のとおりとします。

平成 25 年 8 月 22 日制定
平成 26 年 4 月 10 日 改訂
平成 27 年 4 月 10 日 改訂

以上

基本サービス契約条項

【beat/active サービス】

1. お客様が、基本サービス beat/active サービスを契約した場合、サービス提供者が提供するサービス内容は次のとおりとします。
   (1) beat-box により、次の機能等を提供します。
      ① ファイアウォール機能
      ② IP アドレスの自動割り当て
      ③ 固定 IP アドレスの手動確保,一覧,確保解除
      ④ 利用者の追加・削除
      ⑤ メール送受信およびメールのウイルスチェックならびにウイルス感染メールの破棄
      ⑥ ファイルダウンロード時のウイルスチェックおよびウイルス感染ファイルのダウンロード停止
      ⑦ 不正な通信対策(IPS)機能
      ⑧ 迷惑メールチェックならびにメール件名への文字列付加(お客様が選択した場合)
   (2) beat-noc により、ブロードバンド回線,beat-box,beat-box に格納するウイルス定義ファイルの更新を監視します。
   (3) 当社は、前号のウイルスチェック機能において、常に最新の定義を使用するものとします。ただし、当該定義が次の事項をチェックできることを保証するものではありません。
      ① 最新のウイルス
      ② https でダウンロードする全てのファイル
      ③ http および ftp でダウンロードする一部のファイル
   (4) サービス提供者は、サービス提供者が指定する連絡先(以下、コンタクトセンターといいます)において、お客様の質問に対し助言します。ただし、お客様の質問等は、お客様がサービス契約で選択した基本サービス beat/active サービスおよびそのオプションサービスの範囲に限るものとします。
   (5) beat-box に障害が発生した場合、サービス提供者はお客様の要請にもとづきサービス提供者が指定する技術者の電話または訪問により、障害復旧を試みます。ただし、当該障害復旧にあたり、サービス提供者がお客様に次の事項を依頼した場合、お客様は協力するものとします。
      ① beat-box のインジケータの確認
      ② ケーブルの接続確認
      ③ beat-box などの関連する機器の電源確認
      ④ PC での簡単な操作などの軽微な作業
   (6) サービス提供者が第 4 号および第 5 号のサービスをお客様に提供する時間帯は、次のとおりとします。
      ① コンタクトセンターの対応時間帯
         <1> 平日:9 時(電話受付のみ 8 時)から 21 時まで
         <2> 土・日・祝日・12 月 31 日から 1 月 3 日:
         9 時から 18 時まで
      ② サービス提供者の指定する技術者の対応時間帯
      サービス提供者所定の営業日・営業時間内とします。
2. 前項のサービスには、ブロードバンド回線および ISP に要する費用は含まないものとします。
3. お客様が、第 1 項で定める基本サービスにオプションサービスの付加を契約した場合、サービス提供者が提供するサービス内容はオプションサービス条項一覧表記載のとおりとします。

以上

【beat/branch-lite サービス】

1. お客様が、基本サービス beat/branch-lite サービスを契約した場合、サービス提供者が提供するサービス内容は次のとおりとします。
   (1) beat-box により、次の機能等を提供します。
      ① ファイアウォール機能
      ② IP アドレスの自動割り当て
      ③ 固定 IP アドレスの手動確保,一覧,確保解除
   (2) beat-noc により、ブロードバンド回線,beat-box の状況を監視します。
   (3) 前 2 号のサービスは、基本サービス beat/active サービスおよび beat/active branch-lite 接続追加サービスを契約し、beat/active branch-lite 接続追加サービスで定めた拠点を介してお客様に提供します。
   (4) サービス提供者の責によらず前号に定める拠点が正常に稼働せず、beat/branch-lite サービスの提供ができない場合、サービス提供者はその責を負わないものとします。
   (5) サービス提供者は、サービス提供者が指定する連絡先(以下、コンタクトセンターといいます)において、お客様の質問に対し助言します。ただし、お客様の質問等は、お客様がサービス契約で選択した基本サービスおよびそのオプションサービスの範囲に限るものとします。
   (6) beat-box に障害が発生した場合、サービス提供者はお客様の要請にもとづきサービス提供者の指定する技術者の電話または訪問により、障害復旧を試みます。ただし、当該障害復旧にあたり、サービス提供者がお客様に次の事項を依頼した場合、お客様は協力するものとします。
      ① beat-box のインジケータの確認
      ② ケーブルの接続確認
      ③ beat-box などの関連する機器の電源確認
      ④ PC での簡単な操作などの軽微な作業
   (7) サービス提供者が第 5 号および第 6 号のサービスをお客様に提供する時間帯は、次のとおりとします。
      ① コンタクトセンターの対応時間帯
         <1> 平日:
         9 時(電話受付のみ 8 時)から 21 時まで
         <2> 土・日・祝日・12 月 31 日から 1 月 3 日:
         9 時から 18 時まで
      ② サービス提供者の指定する技術者の対応時間帯
      サービス提供者所定の営業日・営業時間内とします。
2. 前項のサービスには、ブロードバンド回線および ISP に要する費用は含まないものとします。
3. お客様が、第 1 項で定める基本サービスにオプションサービス(付加可能なサービスに限ります)の付加を契約した場合、サービス提供者が提供するサービス内容はオプションサービス条項一覧表記載のとおりとします。
4. 他の拠点において基本サービス beat/active サービスを契約することなく、基本サービス beat/branch-lite サービスのみを契約することはできません。

以上

オプションサービス条項一覧表

本一覧表において、次の用語を以下のとおり定義するものとします。

①コミュニティとは、お客様が以下に記載の「beat/active VPN 接続サービス」または「beat/active branch-lite 接続追加サービス」を契約した場合に、サービス契約の契約明細にて特定する beat-box が設置された拠点の集合を意味します。

②コミュニティ責任者とは、お客様が承認したコミュニティの管理責任者を意味します。

③ハブ拠点とは、ブランチライトが接続できる拠点を意味します。

④アクティブブランチとは、コミュニティにおいて、基本サービス beat/active サービスを契約した拠点のうちアクティブブランチハブ,アクティブセンターおよびアクティブセンターハブ以外の拠点を意味します。

⑤アクティブブランチハブとは、アクティブブランチとしての機能を持つハブ拠点を意味します。

⑥アクティブセンターとは、アクティブブランチとしての機能を持ち、かつ、サービス契約で提供するネットワークの中心として、お客様が特定する拠点を意味します。

⑦アクティブセンターハブとは、アクティブセンターとしての機能を持つハブ拠点を意味します。

⑧ブランチライトとは、基本サービス beat/ branch-lite サービスを契約した拠点を意味します。

⑨各拠点とは、アクティブセンターハブ,アクティブセンター,アクティブブランチハブ,アクティブブランチおよびブランチライトのそれぞれの拠点を意味します。

beat/active サービスおよび beat/branch-lite サービスのそれぞれに対するオプションサービス

オプションサービス名	サービス内容
beat/isp サービス beat/isp-lite サービス	(1) お客様が通信事業者との契約にもとづきお客様の費用負担で使用するブロードバンド回線において、お客様がインターネットを利用できるサービス契約記載のサービスを提供します。 (2) お客様が当社所定の基準を超える大量のトラフィック量を発生させた場合には、当社は beat/isp サービスまたは beat/isp-lite サービス(以下、isp サービスと総称する)のトラフィック量を制限することがあります。 (3) 当社またはサービス提供者の責に帰すべき事由により、お客様に isp サービスを提供できなかったときは、お客様が isp サービスをまったく利用できない状態にあることを当社が知った時刻から起算して 24 時間以上、isp サービスがまったく利用できなかったときに限り、その月のサービス料金を限度としてお客様の損害を賠償するものとします。ただし、当社またはサービス提供者の故意または重過失による場合は、この限りではありません。 (4) 前項の定めにかかわらず、通信事業者との契約にもとづきお客様が使用するブロードバンド回線の障害に起因して、お客様が isp サービスを利用できない場合、当社またはサービス提供者はお客様にその損害を賠償する責めを負わないものとします。

beat/active サービスのみに対するオプションサービス

オプションサービス名	サービス内容
beat/active VPN 接続サービス	(1) お客様が、beat/active VPN 接続サービスを契約した場合、お客様に設置された beat-box をインターネット上の暗号化により保護された通信経路を介して相互に接続し、各拠点に接続された LAN 間における通信等のサービスを提供します。ただし、本項に定める機能の提供は、beat/active VPN 接続サービスを契約している拠点間同士のみとします。 (2) サービス提供者が、同一コミュニティ内にて設置している beat-box が稼働していないことを検知した場合、電話または電子メール等により、お客様にその旨を連絡し、正常に稼働させる方法について指示するものとします。 (3) お客様は、各拠点について、次の変更を行うことはできません。 ⑩アクティブセンターハブまたはアクティブセンターについて beat/active サービスおよび beat/active VPN 接続サービスを解約すること。 ⑪アクティブブランチまたはアクティブブランチハブについてbeat/active VPN接続サービスのみを解約すること。 (4) サービス提供者が VPN 接続サービスをお客様に提供する条件は、次のとおりとします。 ①アクティブセンターハブまたはアクティブセンターの契約者がコミュニティ責任者となること。 ②当社が指定する種類のドメインを、お客様が所有していること。 ③各拠点に対し前記②のドメインが指定されていること。 ④各拠点以外の beat-box に対して前記③のドメインが指定されていないこと。 ⑤各拠点の総数が当社所定の台数以下であること。各拠点(ブランチライトを除く)の利用者数が当社所定のアカウント数以下であること。 ⑥各拠点(ブランチライトを除く)の設置場所の回線は、当社が指定する種類のブロードバンド回線であること。 ⑦各拠点(ブランチライトを除く)のインターネット側の IP アドレスは、グローバルであること。 ⑧各拠点(ブランチライトを除く)の設置場所でファイアウォール等の機器を使用する場合、サービス提供者に事前に通知の上、当社所定の設定を行うこと。 (5) 同一コミュニティに属する拠点相互間または拠点とインターネット間の回線の提供品質によって、beat/active VPN 接続サービスが利用できないときでもサービス提供者はその責めを負わないものとします。

オプションサービス条項一覧表

オプションサービス名	サービス内容
beat/active box 多重化サービス	(2) beat/active box 多重化サービスを契約した場合、各拠点(ブランチライトを除く)に beat-box を複数台設置し、接続することにより、いずれかの beat-box が故障したとしても、残りの beat-box でサービスを利用できる機能を提供します。 (3) 各拠点(ブランチライトを除く)への beat-box の追加設置は、beat/active box 追加サービスにより提供するものとします。 (4) サービス提供者が、同一拠点内に設置している beat-box が稼働していないことを検知した場合、電話または電子メール等により、お客様にその旨を連絡し、正常に稼働させる方法について指示するものとします。 (5) beat/active box 多重化サービスはブランチライトには提供できません。
beat/active box 追加サービス	(6) beat/active box 追加サービスは、1 契約につき beat-box を 1 台追加することができます。 (7) beat/active box 追加サービスで追加可能な beat-box の台数は、当社所定の台数以下とします。 (8) お客様は、beat/active box 追加サービスの対象の各拠点(ブラントライトを除く)について、以下の行為を行わないものとします。 ① 多重化された beat-box の LAN 側を同一 LAN セグメントに接続しないで利用すること。 ② 多重化された beat-box のいずれかの beat-box を故意に停止させて利用すること。 ③ box 追加サービスが付加された各拠点(ブランチライトを除く)について、box 多重化サービスのみを解約すること。 (9) beat/active box 追加サービスはブランチライトには提供できません。
beat/active branch-lite 接続追加サービス	(1) サービス提供者は、お客様が beat/active branch-lite 接続追加サービスを契約した拠点に対し、ブランチライトを接続できるハブ拠点としての機能を提供します。 (2) サービス提供者が、ブランチライトに設置している beat-box が稼働していないことを検知した場合、電話または電子メール等により、お客様にその旨を連絡し、正常に稼働させる方法について指示するものとします。 (3) お客様は、beat/active branch-lite 接続追加サービスを契約した拠点について、beat/active VPN 接続サービスのみを解約することはできません。 (4) ブランチライトを接続できる拠点は、アクティブセンターハブおよびアクティブブランチハブのみとします。
beat/active 利用者追加サービス	(1) お客様は、10 アカウント単位で当社所定のアカウントを上限として beat/active 利用者追加サービスを申し込めるものとします。 (2) お客様は、前号で追加された利用者の数を契約後、当月内は削減できないものとします。
beat リモートアクセスサービス	(1) お客様は、beat-box の LAN に接続していない端末(以下外部端末という)からインターネットを介して beat-box にアクセスし、次のことが実施できます。 ① beat-box の管理用 Web サービスへのアクセス ② beat-box に接続する機械装置へのアクセスおよびプリンターへの印刷指示,管理用 Web サービスへのアクセス,ファイルサービスへのアクセス ③ お客様が beat/active VPN 接続サービスを契約している場合、インターネットを介してアクセスした beat-box 以外の beat-box へアクセスおよび当該 beat-box に LAN 接続された機器へのアクセス (2) サービス提供者がリモートアクセスサービスをお客様に提供する条件は、次のとおりとします。 ① 外部端末から接続する beat-box にはグローバル IP アドレスが割り当てられていること。 ② リモートアクセスサービスの同時利用は、当社所定の接続数以下であること。 (3) お客様が付与するリモートアクセス権は、お客様の責任で管理するものとします。 (4) お客様は、リモートアクセスサービスの利用者が本サービスに接続する外部端末・メールアドレス・パスワード等を厳重に管理するよう、適切な措置を講ずるものとします。 (5) お客様は、リモートアクセスサービスの利用にあたり、以下の行為を行わないものとします。 ① リモートアクセスサービス用にサービス提供者がお客様に提供する接続ツール(以下接続ツールという)を不特定多数がアクセス可能な状態にすること。 ② お客様が指定した beat/active サービスの利用者以外に、接続ツールを配布すること。 ③ beat/active サービス.beat/branch-lite サービスの利用者に、リモートアクセスサービスを利用する目的以外で接続ツールを配布すること。 ④ 接続ツールのリバースエンジニアリング,接続定義ファイルの解析を行うこと。 ⑤ リモートアクセスにより beat-box と接続されている外部端末を LAN に接続し、当該 LAN に接続されている他の機械装置のゲートウェイとして外部端末を利用すること。 (6) リモートアクセスサービスが終了した場合、お客様は接続ツールをアンインストールし、かつ接続ツールのインストーラーを廃棄するものとします。
beat PC クライアント アンチウイルスサービス	(1) 当社が推奨するアンチウイルスプログラムをサービス提供者はお客様に提供します。 (2) お客様は、前号のライセンス数を契約後、当月内は削減できないものとします。
beat コンテンツフィルターサービス	サービス提供者は、当社が指定する第三者提供のデータベースを使用し beat-box に接続した PC から Web サイトへのアクセスを制限する機能をお客様に提供します。